

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、冬季ピーク時間帯を避け、冬季における負荷平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日付け届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または供給約款20（低圧電力）(4)口に準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は0.5キロワットといたします。

5 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間において継続した3月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 当社は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (5) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断いたします。

6 料金

料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。

(1) 早取料金

早取料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、別表1（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は、早取料金は、基本料金および電力量料金の合計から二によって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力

率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	787円50銭
	最低使用期間以外の期間	231円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円82銭
------------	-------

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準により適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

ニ 検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定された金

額といたします。

検知制御装置付
融雪用機器割引額 = 割引対象額 × 12パーセント

割引対象額 = $\frac{\text{ハによって算定された基本料金}}{\text{その1月の使用電力量に口の}}$ + $\frac{\text{該当料金を適用して算定された金額}}$

(2) 遅取料金

遅取料金は、早取料金にその3パーセントを加えたものといたします。

7 そ の 他

(1) お客さまが希望される場合には、1需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(2) この選択約款に定めのない規定については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

イ 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

- (1) 「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。
- (2) 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。
- (3) この選択約款から供給約款の低圧電力またはこの選択約款以外の選択約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの選択約款を適用いたしません。

2 供 給 条 件

- (1) 「最低使用期間」とは、継続する3月の料金の算定期間をいいます。また、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。
- (2) 1（適用範囲）(2)により「10月から翌年の5月までの期間」を延長する場合であっても、需要の休止は申し受けません。
- (3) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。
- (4) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

3 力率割引および割増し

- (1) 電熱器以外の高力率の機器は、適合した容量のコンデンサが取り付けて

あるものとみなして取り扱います。

(2) 加重平均力率は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器の総容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \right) + 90\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \right) + 80\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \right)}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}}$$

(3) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は、本則6(料金)(1)ハによって定めた力率といたします。ただし、その1月の力率が85パーセントを下回る場合は、85パーセントといたします。

4 検知制御装置付融雪用機器にかかわる取扱い

(1) 検知制御装置付融雪用機器

イ 「融雪用機器」とは、道路、歩道橋、駐車場、屋根等に設置された融雪用機器をいいます。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表1(検知制御装置付融雪用機器)に定める検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

イ 契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 12\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点

以下第1位で四捨五入いたします。

- ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- ハ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ニ ロまたは供給約款27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。
- ホ 供給約款41（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は、本則6（料金）(1)ニによって算定された割引対象額から供給約款41（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

(1) 燃料費調整

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間における、本則6（料金）の電力量料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、I（本則）の規定によらず、燃料費調整単価が(3)ロ(イ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(3)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数

は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、46,700円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,700円を上回る場合
平均燃料価格は、46,700円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,700\text{円} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間
平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間
平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間
平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間
平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間
平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間
平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間
平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間
平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間
平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間

ロ 平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回り、かつ、

基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価から経過措置の燃料費調整単価を差し引いた値以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価から経過措置の燃料費調整単価を差し引いた値を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) - \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

- ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
1 キロワット時につき	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	30銭	4銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭
	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	30銭	3銭

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭1厘
------------	-------

(6) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(2)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(3)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の選択約款の融雪用電力A（平成20年7月29日付け届出。）および供給約款等

以外の供給条件（平成20年10月31日付け認可。）により料金を算定するものといたします。

別 表

1 検知制御装置付融雪用機器

検知制御装置付融雪用機器とは、次の(1)および(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれかに該当する機能を有するもの。

イ 降雪検知

ロ 屋根、路面状況検知

(2) (1)により自動的に通電制御ができるもの。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、46,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,700円を上回る場合
平均燃料価格は、46,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (46,700\text{円} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1 月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料

費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 銭 1 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。